

令和5年度 佐賀県子どもアドボカシー調査・研究事業の業務委託に係るプロポーザルの募集に対する質問回答書

質問	回答
<p>5 業務内容 (1)</p> <p>①ア要件 (イ)「児童相談所や児童福祉施設等において措置児童の処遇決定に関与する立場にないこと。」については、その施設において管理的立場等にある職員といった理解でよいでしょうか。</p>	<p>児童相談所や児童福祉施設で勤務していないことを想定しております。</p>
<p>5 業務内容 (1)</p> <p>③ 方法</p> <p>(4) アドボケイト候補者の研修受講</p> <p>① 受講させる講座</p> <p>ア 子どもアドボカシー基礎講座 (10/23～長崎県) については申込締切が10月16日(月)となっておりますが、プロポーザル結果通知が10月19日(木)との事です。この講座の申込については、参加希望者が各自、受託を見越して申し込むといった理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご質問いただきましたとおり、長崎県で実施予定の子どもアドボカシー研修の申込締め切りはプロポーザル結果通知の前となっております。そのため、研修実施団体と協議の上、本業務の受託業者用に6名分の枠を確保し、申込締め切り後の申込とさせていただきます旨了承を得ており、受託後すぐの申込を想定しております。</p>
<p>5 業務内容 (1)</p> <p>②受講させる者及び人数</p> <p>6人以上20人以下との記載がありますが、令和5年度はアドボケイトを行う4名は必ず受講し令和6年度の事業の展開を見据えて令和6年度に6名～20名を受講させるといった認識でよいでしょうか。</p>	<p>ご記載いただいている認識で間違いありません。</p>

8 留意事項

(5) その他 ア 「委託業務の内容については、最終的に、委託者と協議し決定する。」については、受託後は、仕様書の内容についても協議して業務内容を変更する可能性もあるとの理解でよいでしょうか。

ご記載いただいている認識で間違いありません。
県と委託者の協議の上、よりよい委託内容となるようであれば委託内容を変更する場合もあり得ると考えております。